

「产学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業」委託要項

令和 8 年 2 月 9 日
総合教育政策局長決定

1. 趣 旨

デジタル社会や Society5.0 の進展に伴い、イノベーション創出を通じた社会課題の解決を牽引できる高度人材育成の必要性が高まっている。VUCA (Volatility (変動性) 、Uncertainty (不確実性) 、Complexity (複雑性) 、Ambiguity (曖昧性)) とも表される現代にあって真に必要とされるスキルは、資格や検定のみならず「分野横断的知識・能力」「理論と実践の融合」「分析的思考」等であり、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）がリカレント教育を通じて高度人材を育成する役割は大きい。

リ・スキリングにより、個人にとっては学んだことを仕事に活かし、給与などの処遇改善に繋がって更なる学びと成長に向かっていくことが期待される。企業にとっても、従業員の成長機会の提供による人材確保、生産性の向上や従業員のエンゲージメントの向上に資する等のメリットがある。さらに大学にとっても急速な技術革新や産業構造の変化に対応できる人材の育成、さらに 18 歳人口が減少する中、社会人への教育プログラムの提供により、収益化を図り教育の質の向上を図る意義は大きい。

文部科学省では、令和 7 年度から産学等が連携して、個人・企業・大学等がそれぞれ成長できるリ・スキリングによるエコシステムの構築を持続的に実施できる仕組みを構築する事業を実施しており、令和 8 年度はさらにその取り組みを加速することとしている。

本事業においては、主に、产学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業のメニュー②産業成長事業に関する伴走支援や、企業と大学等のスキルのマッチング、好事例の収集などを行う。

2. 委託業務の内容

上記趣旨の下、本委託事業においては、令和 7 年度補正予算「产学連携リ・スキリング・エコシステム構築事業」（以下「補助事業」という。）において採択された大学等（以下「大学等」という。）におけるリ・スキリング・エコシステムの推進に向け、以下の取組を実施する。

- ①補助事業の対象となる大学等を選定する委員会の事務局業務
- ②大学等のプログラムの開発・実施・運営及び調査分析等に関する伴走支援業務
- ③大学等のネットワーク・広報・事業成果取りまとめ業務

3. 業務の委託先

委託先は、法人格を有する団体とする。

4. 委託期間

契約を締結した日から令和9年3月31日までとする。

5. 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金・旅費・借損料・消耗品費・会議費・通信運搬費・雜役務費・保険料・消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、団体等が本契約の定めに違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部または一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

- (1) 事業の実施に当たっては、委託事業の全部を第三者に委託してはならない。
- (2) この委託事業を実施するに当たり、委託先が実施する事業の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、再委託することができる。
- (3) 委託事業を再委託する場合は、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、文部科学省に対し全ての責任を負うものとする。
- (4) 再委託を受けた団体等は、その事業の全部又は一部を第三者に委託すること（再々委託）はできない。

8. 業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から10日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記8の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文部科学省は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、ヒアリングを実施し、報告を求め、又は実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) 団体等は、その責任の下、取り扱う個人情報について、関係法令を遵守し取り扱うとともに、法令に言及がない場合においてもできるだけ匿名化の措置を講ずるなど、必要な配慮をしなくてはならない。
- (6) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、別途定める。